

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	入札説明書	事業スケジュール	4	I	5	(5)					学校配膳室改修工事において、各年度の夏休み期間を教えてください。また夏休み直前の給食配膳最終日および、夏休み明けの給食配膳開始日も合わせて教えてください。	前段について、現時点での夏休み期間の予定は、平成31年度は7月20日～8月26日、平成32年度は7月22日～8月26日となります。ただし、教育課程の編成等に伴い変更となる場合があります。 後段について、給食提供は、始業式の翌日から、終業式の前日までです。
2	入札説明書	入札予定価格	17	IV	3						第1回質問(入札説明書の質問No.13)にて、「税制改正が入札予定価格に与える影響及び、それに伴う提案書の作成方法等につきましては改めてお示いたします」とのご回答でしたが、いつ頃お示しいただけますでしょうか。	本事業の予定価格は、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正前の所得税法等及び地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)による改正前の地方税法等(以下あわせて「改正前税法」という。)に基づき算定を行っています。このため、入札価格を改正前税法に基づいて算定してください。 市は落札者決定後、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の影響により対応が必要となる消費税及び地方消費税の支払い方法等について、事業者と協議の上、決定することになります。 なお、当該協議の結果、サービス購入費に変更が生じる場合には、事業契約締結後、事業契約書(案)第70条に基づきサービス購入費を変更します。 事業契約書(案)及び入札説明書を修正します。
3	入札説明書	入札時算定用年間給食提供食数	21	VI	3						運営期間が「2020年8月下旬～」であることから、8月も数日間の給食提供があるものと認識しています。したがって、算定用表中の2020年度年間提供日数には、8月分も含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
1	要求水準書	敷地条件	7	II	2	(3)	ウ				国道 202 号線と敷地は、ボックスカルバート橋（幅員約 12mの乗入口）で接続しているとありますが、建築基準法上の敷地としての接道は、どの部分にあたるのでしょうか。	要求水準書に定義する「敷地」から支線取付通路を削除し、要求水準書を修正します（2018年7月9日修正版）。併せて、参考資料4造成工事関連図（現況平面図）に用語を追記しましたのでご確認ください。 「建築基準法上の敷地」と「道路」の接道は、2018年7月9日修正版の要求水準書に定義している「敷地」とボックスカルバート橋で接道要件を満たしています。また、支線取付通路は道路区域に含まれています。
2	要求水準書	敷地条件	8	II	2	(8)					「敷地の造成工事にあたり、平成28年6月13日付で給食センターの建築を土地の利用目的とした開発適合証明書を取得している」とあります。 この時の開発行為の内容として開発行為対象区域内の建物の計画について、及び雨水排水計画の対象範囲と雨水排水流出抑制の計画について、それぞれどのような計画内容になっているのかをご提示ください。	前段については、開発行為対象区域内の建物の計画について、開発適合証明書を取得する際に添付した建物の計画図（モデルプラン）を市において閲覧に供します。 後段については、現在、森林法に係る林地開発変更を県に申請中であり、雨水排水計画図も審査中のため、県からの許可が下り次第、市において閲覧に供します。
3	要求水準書	配送校・食器・食缶等の調達	9	II	3	(2)	②				表Ⅱ-2[特別支援学校配送校及び2017年度実績による生徒・児童数、職員数及び学級数]の中で、生の松原特別支援学校の、小学部・中学部・高等部の児童数と学級数についてそれぞれ記載がありますが、小学部・中学部・高等部の教室は階数や棟が分かれており、別々のコンテナでの配送と考えコンテナ台数を選定するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、別々のコンテナでの配送となります。現状では、食器等が3台、食缶が3台の計6台ですが、児童・生徒数の増加に伴い、台数が増える可能性があります。
4	要求水準書	専用車両等通路	13	II	4	(1)	④	ウ		d	敷地は専用車両等通路の中央までですが、舗装等整備の範囲は通路全面とし、支線取付通路から建物敷地前面まで、と考えてよろしいでしょうか。	敷地は参考資料4造成工事関連図（現況平面図）のとおりであり、道幅6mの専用車両等通路を整備いただくこととなります。
5	要求水準書	外構計画	13	II	4	(1)	④	ウ		e	国道202号線から事業用地に入るまでの道路(坂道)について、積雪時の除雪や路面凍結対策等は、市において実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に定義される専用車両等通路については、外構等維持管理業務の業務範囲に含まれているため、事業者にて対応をお願いします。

6	要求水準書	外構計画	13	Ⅱ	4	(1)	④	オ			福岡市公共施設緑化水準に基づき、敷地面積の20%以上の緑化を施すとありますが、敷地とはどの範囲になるのでしょうか。また、給食センターは、市の施設であるため、福岡市公共施設緑化水準に示されている公共施設区分では、どの区分として検討すれば良いのでしょうか。	前段については、要求水準書(2018年7月9日修正)に定義する「敷地」となります。後段については、福岡市公共施設緑化水準に示されている公共施設区分の官公署施設としてご検討ください。
7	要求水準書	雷保護設備	15	Ⅱ	4	(3)	①	イ	(ア)	k	JIS規格、建築基準法に基づく雷保護設備は不要ですので、設置の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	設置の必要性については事業者で判断し、有無については提案といたします。
8	要求水準書	給水・給湯設備	17	Ⅱ	4	(3)	②	イ	(イ)	c	配管種について、防食に考慮することでステンレス管以外の配管種への変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
9	要求水準書	排水設備	18	Ⅱ	4	(3)	②	イ	(エ)	a	回収した牛乳(未開封含む)も、除害施設での処理が必要との理解でよろしいでしょうか。また、牛乳の飲み残しの想定量をご教示願います。	前段については、必ずしも除害施設の処理ではなく、廃棄物として処理するなど、事業者による提案で対応いただきます。後段については、気温によっても残りが異なりますが、平成29年度の実績では第1給食センターは6月:約150kg/日、11月:約225kg/日、2月:約315kg/日、第2給食センターは6月:約160kg/日、11月:約230kg/日、2月:約310kg/日です。第3給食センターは食数も増えるので、さらに多くなる可能性があります。
10	要求水準書	主要諸室の概要	25	Ⅱ	4	(4)	②	ア	(カ)	b	その他物品庫とありますが、用途は予備の食器・食缶・コンテナ等を保管するとあります。用途から考えるとコンテナ室の近くの配置が考えられますが、一般エリア以外の配置でもよろしいでしょうか。	その他物品庫については、要求水準書に記載の使用用途を踏まえ、それぞれ適切な位置に配置してください。また、一般エリア以外の配置を提案する際には、衛生面に十分配慮してください。

11	要求水準書	(2)食缶及び配膳器具	38	II	10	(1)	①	カ			カ 食缶及び配膳器具は、市職員喫食用(1学級分)及び試食用(2学級分)準備する記載があります。表Ⅱー1クラス表と別に、3学級分プラスした理解でよろしいでしょうか。同様に、配膳台も同じ考えで、よろしいでしょうか。	市職員喫食用(1学級分)及び試食用(2学級分)は、第3給食センター内に準備いただくものです。なお、食缶及び配膳器具については、破損等による不足が生じないよう、予備を確保してください。また、給食センターの試食会会場設営においては、2学級分の配膳台の設置等についてご配慮ください。
12	要求水準書	学校配膳室改修業務	41		11						各学校配膳室の改修年度ですが、変更可能な対象校はございますか。	現時点では、変更可能な対象校はありません。
13	要求水準書	外構等維持管理業務	53	IV	5	(1)					敷地が専用車両等通路の中央までですが、敷地外の通路部分についても修繕更新等を含めた維持管理業務の対象となるのでしょうか。また、将来にわたり、本事業関係者以外の通行はどのようにお見込でしょうか。隣地・周辺の今後の活用計画等ございましたら併せてご提示願えますでしょうか。	前段について、敷地外の通路については維持管理の対象外となります。後段について、参考資料回答No.3をご参照ください。
14	要求水準書	公社調理員の受入れ	62	V	1	(5)	②				公社調理員の受け入れについては、常勤調理員、嘱託調理員、非常勤調理員の表記がございますが、この全ての雇用形態の方が受入れ対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	公社調理員の受入れ	62	V	1	(5)	③				市において閲覧に供する「(公財)福岡市学校給食公社職員の勤務条件等に関する資料」について、調理部門職員の男女別の人数と役職をご提示ください。	調理部門職員30名の男女数は、男性4名、女性26名です。また、男性の役職は3名が業務課長、1名が業務係長です。女性の役職は、5名が業務係長です。
16	要求水準書	残渣等処理業務	70	V	7	(1)					図表中「牛乳(飲み残し含む)、デザート、添物」の処理の流れの「事業者が廃棄物として処理」において、牛乳(飲み残し含む)の処理は、容器を洗いながら排水(厨房除害整備)に流すことなく、専門業者へ処理を依頼することを想定されているのでしょうか。	要求水準書回答No.10の上段をご参照ください。

17	要求水準書	二次加工食提供	73	V	12	(2)	②	ア	(イ)		「事業者の提案を参考に、事業者と市の栄養士が詳細に協議を行い、市が決定する」とありますが、すでに第1・第2給食センターにて実施されている方法から逸脱してもよろしくないと思われますので、主に1日の調理の流れと区分別の食数をご教示ください。	1日の調理の流れとして、参考に第2給食センターでの二次加工室内の工程表を市において閲覧に供します。 区分別の食数については、現在、生の松原特別支援学校では、8名が二次加工食を喫食しております。そのうち、そしゃく食7名、牛乳浸し2名、スティックパン6名、アレルギーと二次加工の複合食(押しつぶし・卵)1名、軟飯1名です。
----	-------	---------	----	---	----	-----	---	---	-----	--	---	---

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
1	落札者決定基準	性能審査	4		3	(3)					加点項目ごとに加点基準に従い得点(加点)を付与し、その合計点を性能評価点とする、とありますが、どのようにして加算割合を算定されるのかお示してください。(例えば、検討委員会の各委員がそれぞれ評価をする場合、なされた評価がA～Eに評価が散らばった場合にはどのように、5段階の加算割合を決定されるのでしょうか。)	落札者決定基準に規定されている加点項目や評価基準及び加算割合などに基づき審査を行います。その後、各委員の審査結果を踏まえ、市において性能評価点及び価格評価点による総合評価点を確定し落札者を決定します。
2	落札者決定基準	性能審査加点項目の評価基準	8		3	(3)					運営の給食調理業務の対応提案書様式に様式F-12と記載がありますが、様式Fは様式F-11までとなり、誤記でしょうか。 または対応する様式があるようでしたらご教示下さい。	F-11までとして修正します。 落札者決定基準を修正します。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	参考資料 4	造成工事関係図1式 現況平面図									この図面では接続道路に近い位置の敷地外の部分にも沈砂池の図示がありますが、この沈砂池は今回の開発対象範囲とは別の物と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
2	参考資料 4-1	土地利用計画平面図									進入路の中心線が敷地境界となっています。残りの半分は市で整備すると考えてよろしいでしょうか。その場合、道路の強度等をそろえる必要があると考えます。市の方で想定している進入路の路盤強度や路床構成について、仕様をお知らせください。	事業用地外の通路について、市での整備は予定しておりません。事業用地内の専用車両等通路については、事業用地内で運営ができるように整備していただくようお願いします。また、舗装構成等については、適切に事業運営ができる仕様として、本市の土木構造物標準図集などを参考にしてご提案ください。
3	参考資料 4-1	土地利用計画平面図									土地利用計画平面図を見ますと、敷地への通路は、敷地よりも先まで伸びております。将来、敷地の奥、または敷地周囲で新たな開発等の計画があるのであれば、お知らせください。その場合、敷地への進入路を給食センターと関係の無い車両の通行が想定されるのでしょうか。	前については、敷地の奥や敷地周辺の土地の将来的な利用については、市は承知しておりません。後段については、給食センターと関係のない車両の通行も想定されます。
4	参考資料 4-1	土地利用計画平面図									給食センターと関係のない車両の通行が想定される場合、関係のない車両の1日の通行量の見込みを示していただけないでしょうか。	敷地の周囲で現在採石を行っており、10tダンプトラックなどの関係車両が1日に200～300台程度、敷地周辺を通行しています。
5	参考資料 4-1	土地利用計画平面図									沈砂池計画平面図に流入管と流出管の図示がありますが、管径等の記載がありません。流入管及び流出管は造成工事で、工事済みと考えてよろしいでしょうか。	既に造成工事で工事済みです。
6	参考資料 4-1	土地利用計画平面図									盛土法面7,208㎡の表面の仕上げについて、記載がありません。造成工事で見込んでいる仕上げについて、お知らせください。	盛土法面の仕上げは既に整備済みです。仕上げは、法面4段とも種子吹付を行っており、そのうち下2段分は造成森林を植樹しています。

7	参考資料 5-1	インフラ整備全体平面図									インフラ引込部の法面について、工事のために既存樹木は伐採し事業者にて処分するという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	参考資料 5-1	インフラ整備全体平面図									インフラ引込部の国有地について、国から買収する時期をご教授下さい。	既に取得済みです。
9	参考資料 5-1	インフラ整備全体平面図									建物近傍に設置する防火水槽の記載がありませんが、事業者の整備範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準には特記していませんが、消防水利及びその他関係法令をご確認に上、適切に整備してください。
10	参考資料 12	専用車両等通路の整備について									専用車両等通路(以下、車路)についてお聞かせください。建設工事が始まる時の車路はどのような状態でしょうか。また建設工事期間中は全幅員を使用しても宜しいでしょうか。最後に、建設工事完了時の車路はどの状態を想定されてますか。(別途会社による舗装工事・事業者による幅員の1/2アスファルト舗装など。)	建設工事が始まる時の車路は、現状のままを想定しています。建設工事期間中は、原則として敷地内の専用車両等通路を使用してください。建設工事完了後の車路については、参考資料回答No.2をご参照ください。
11	参考資料 15-7	二次加工(おかず)の提供区分									嚙下食Ⅱ・Ⅰに関しては「平成29年11月時点では対象者なし」とのことですが、過去に実施や検討されたことがありましたら、その内容をご教示ください。	過去に実施したことはありません。事業者の提案を参考に、事業者と市の栄養士が詳細に協議を行い、市が決定します。
12	参考資料 22-1	学校配膳室の改修計画概要 単独建屋共通仕様	2		9						既存校舎の窓サッシの防火設備対策は、夏休み前の学校休み期間を利用しても宜しいでしょうか。	学校との協議によります。
13	参考資料 22-1	学校配膳室の改修計画概要									学校配膳室改修工事において、各年度で既存校舎の改修工事(別途)対象校があれば教えて下さい。	改修予定については、未定です。

14	参考資料 22-1	学校配膳室の改修計画概要									学校配膳室改修工事において、工事期間と中体連が時期的に重なることが予想されますが、工事期間が短いことによる安全性を考慮し、各年度の改修校が中体連会場校となることを避けるようにできるでしょうか。	中体連会場校の変更はできませんので、適切な安全管理を行い、工事をお願いします。
15	参考資料 22-2	学校配膳室の改修計画概要 高取中									高取中学校の配膳室回収プランについて、備品配置の記載がありませんが、事業者提案との理解で良いでしょうか。	高取中学校の配膳室については、コンテナ6台分の回収スペースは確保していますので、他の配膳室を参考にしてご提案をお願いします。
16	参考資料 22-2	学校配膳室の改修計画概要 金武中・早良中									現地建替え2校において、既存配膳室の解体工事が生じますが、アスベスト含有調査資料はございますか。	資料はございません。 建設年度においては、金武中学校配膳室1974年建設、早良中学校配膳室1975年建設となっています。
17	参考資料 22-2	学校配膳室の改修計画概要 金武中・早良中									現地建替え2校において、土質調査資料を開示をお願いいたします。	参考資料に追加しますが、データは参考とし、事業者の責任のもと、必ず現地調査のうえ工事を行ってください。
18	参考資料 22-3	学校配膳室の改修計画概要 姪浜中									姪浜中既存校舎廊下の手洗い既存移設ですが、給排水接続位置を教えてください。	参考資料に追加しますが、データは参考とし、事業者の責任のもと、必ず現地調査のうえ工事を行ってください。
19	参考資料 22-3	学校配膳室の改修計画概要									姪浜中や多々良中、北崎中など、折戸サッシの吊込み位置が既存と改修後では異なりますが、既存枠へのカバー工法とし、折戸を既存と同位置に配置しても宜しいでしょうか。	既存枠へのカバー工法等、詳細計画は事業者の提案としますが、参考資料図面に記載されている改修後の開口寸法は確保する計画としてください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	様式集	全般 消費税									消費税込金額を記入する様式については、全て消費税8%で計算した金額を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	B-5 提案書Ⅰ リスク管理の考 え方									表中に「当該項目のみ指定」とありますが、ここに示されている5項目のリスクについて記載するという意味でよろしいでしょうか。	5項目については、「当該項目のみ指定」とある部分のみ指定様式として記入してください。それ以外の空白分及び2枚目については、指定(共通)様式とお考え下さい。
3	様式集	C-9 一般エリアのフ レキシビリ ティー	7	4	(2)	②	C-9				経済性に関する提案の中に一般エリアのフレキシビリティとありますが、将来の具体的なプラン変更等の予定があるようでしたら、ご教示ください。	現時点では、変更等の予定はありません。
4	様式集	F-5 アレルギー対応 食の提供に関 する提案									「同種給食事業での配食、配送及び喫食の誤りが起こった際の課題解決で得た本事業におけるノウハウの活用」については実際に起こった内容ではなく、起こる前に未然に防止できた内容も含めて提案しても宜しいでしょうか。(尚、前項の「防止するための方策」の内容と重複する可能性あり。)	事後対応のノウハウについてご提案ください。
5	様式集	H-11 備品リスト									提案書Ⅶ(計画図面等提案書)のH11備品リストが指定様式となっており、その中に調理設備機器のリストも含まれております。平面図上に調理設備の図番を落とし込んだ図面があった方が平面配置と機器リストの詳細が分かり易いと思いますので、別添資料としてH11の中に調理設備平面図(図番付き)を添付しても宜しいでしょうか、ご教授ください。	別添資料として添付いただいて構いません。
6	様式集	H-11 備品リスト									第1回質問に対する回答の、様式集No.8の質問において、単価は千円単位で記載し、千円以下については、小数点第1位まで記載するとの回答がありましたが、備品の単価は円単位とし、小数点第2位までとして良いでしょうか。	第1回質問に対する回答の、様式集No.8の回答のとおりです。

7	様式集	I-3-2 市の支払う対価 【四半期別】									2020年度支払対象月「9月」には、2020年度8月下旬から運営開始(給食提供)を始めた場合の数日間分も含まれているのでしょうか。	含まれています。 入札説明書回答No.3についても併せてをご参照ください。
8	様式集	I-5 減価償却費									⑨減価償却費とありますが、具体的に想定されているものがあればお示しください。	具体的に想定するものではありません。 ご提案において想定されるものがない項目は「0」を記入してください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■基本協定書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	基本協定書 （案）	第3条3項	1								ただし書について「協議に応じることができる」とありますが、そもそも甲が事前の書面による承諾をした場合には変更できますので、「甲はかかる出資比率の変更について合理的な理由なくして承諾を拒絶しない」と変更していただけないでしょうか。	原案の通りとします。 本市は、合理的な理由がある場合にのみ変更を承諾する方針です。
2	基本協定書 （案）	第4条4項	2								ただし書について「協議に応じることができる」とありますが、そもそも甲が事前の書面による承諾をした場合には変更できますので、「甲はかかる出資比率の変更について合理的な理由なくして承諾を拒絶しない」と変更していただけないでしょうか。	原案の通りとします。 本市は、合理的な理由がある場合にのみ変更を承諾する方針です。
3	基本協定書 （案）	第5条3項	2								再委託を前提とした記載ではございませんので、再委託を予定している場合には、末尾に「再受託者をして受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。」等を追記することをご検討いただけませんか。	原案の通りとします。
4	基本協定書 （案）	第8条	4								市の責に帰すべき事由により契約締結に至らなかった場合であっても、費用は各自負担とされております。 市の責に帰すべき事由を除外するためには、冒頭の文章を「甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により事業契約の締結に至らなかった場合」と変更することをご検討いただけませんか。	原案の通りとします。

5	基本協定書 (案)	第9条	4									秘密情報の定義が広すぎると思われますので、一般的な以下の情報については秘密に含まれないと除外していただけないでしょうか。 ①開示を受けた際、既に公知となっている情報 ②開示を受けた際、既に事故が保有していた情報 ③開示を受けた後に、いずれの責にもよら公知となった情報 ④正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報 ⑤本協定の秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報	市は本事業において事業契約書(案)第109条1項に定義するとおり、本事業に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるものの以外のものを秘密情報として扱います。 (1)開示の時に公知である情報 (2)開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報 (3)開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報 (4)開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報 (5)開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報 (6)裁判所等により開示が命ぜられた情報 (7)福岡市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報 (8)福岡市が福岡市議会の請求に基づき開示する情報
6	基本協定書 (案)	別紙 出資者 誓約書の様式 4項	6									一切の処分について「合併・会社分割等により包括承継させることを含む」と括弧書きで追記されていますが、入札説明書、基本協定書4条1項では明記されていません。包括承継は除くとしていただけませんか。	原案の通りとします。
7	基本協定書 (案)	別紙 出資者 誓約書の様式 8項	7									秘密情報の定義が広すぎると思われますので、一般的な以下の情報については秘密に含まれないと除外していただけないでしょうか。 ①開示を受けた際、既に公知となっている情報 ②開示を受けた際、既に事故が保有していた情報 ③開示を受けた後に、いずれの責にもよら公知となった情報 ④正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報 ⑤本協定の秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報	No.5の回答をご参照ください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■事業契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答案
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	事業契約書 (案)	第3条5項	6		5						書面に限らず、メール等の電子媒体を使用する方法によることも可能としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
2	事業契約書 (案)	第8条3項	8		3						「この契約」は「本契約」と読み替えてもよろしいでしょうか。	読み替えて差し支えありません。
3	事業契約書 (案)	第8条4項	8		4						「この契約」は「本契約」と読み替えてもよろしいでしょうか。	読み替えて差し支えありません。
4	事業契約書 (案)	第18条2項	11		2						市が公表した測量調査、地質調査に不備や誤りがあった場合や事業者には認識しえない理由による不備や誤謬の場合には、福岡市様で一定の範囲の増加費用や損害を負担していただけないでしょうか。	ご質問のケースは、第18条4項に規定するとおりとします。
5	事業契約書 (案)	第18条4項	11		4						(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	事業契約書 (案)	第22条3項	13		3						協議が整わない場合には、貴市が一方的に変更について定めることができることとなっておりますが、貴市の一方的な変更の結果、事業者側に意図せず増加費用や損害が生じた場合には、第21条第3項と同様、貴市に必要な費用を負担していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

7	事業契約書 (案)	第23条10項(1)	14		10	(1)					(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
8	事業契約書 (案)	第26条5項(1)	16		5	(1)					(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
9	事業契約書 (案)	第31条1項	17		1						「福岡市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。」とございますが、「福岡市は、事業者が合理的に必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	事業契約書 (案)	第31条6項	18		6						(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
11	事業契約書 (案)	第49条3項	25		3						(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
12	事業契約書 (案)	第62条3項	30		3						(ただし、逸失利益については負担しない。)を削除していただけませんか。	原案のとおりとします。

13	事業契約書 (案)	第76条2項 維持管理・運営 期間開始前の 解除	36		2					第1回質問(事業契約書(案)の質問No.4)の「出来形 の対象」について、「給食センター施設整備及び学校 配膳室改修が出来形の対象となります」とのご回答で したが、もう少し詳細にご教示ください。事業者の開 業に要する諸費用、設計建設期間中の保険料、運営 備品等調達費、建中金利など、施設整備に関する初 期投資費も出来形の対象に含まれるという理解でよ ろしいでしょうか。	ご質問の費用については、合理的な範囲内で 出来形の対象となりますが、詳細は市との協議 によるものとします。
14	事業契約書 (案)	第97条 法令の 変更	47		1	(1)				前回質疑(■事業契約書(案)No15)にて事業所税 制度詳細は財産局資産課税課に照会と御座いまし たが、事業収支計画作成に際しまして重要な部分で すので、主要諸室のいずれの区域区分が事業所税が 課されるのか事前に御教示いただけませんか。	前回質疑の回答に示すとおり、財政局資産課 税課に直接お尋ねください。
15	事業契約書 (案) 別紙2	サービス購入費 A(一括支払い)	57		1	(2)		イ		サービス購入費Aについて、「実際の支払額は2020 年度の基準額により算定した数字とする」ございま すが、いつ確定しますでしょうか。 金融機関との貸付契約締結後にサービス購入費Aが 増減することが確定した場合、貸付契約変更にかか る金融費用は貴市にご負担いただけるとの理解でよ ろしいでしょうか。	前段については、サービス購入費Aは国交付 金相当額としておりますが、国交付金の市へ の通知が2020年5月頃と想定されているため、 支払額は2020年6月頃に確定する予定です。 後段については、事業者にご負担いただきま す。
16	事業契約書 (案) 別紙2	サービス購入費 の算出方法及 びサービス購入 費の支払方法	57		1	(2)		ウ		サービス購入費B(割賦払い)において、端数が生じ た場合に初回または最終回にて調整を行うことは問 題御座いませんか。	端数調整を行う場合は最終回で行ってくださ い。
17	事業契約書 (案) 別紙2	サービス購入費 の算出方法及 びサービス購入 費の支払方法	57			(5)		イ		サービス購入費E(固定料金)について、年間支払額 を4で除した際に端数が生じた場合、四半期のいず れかにおいて当該端数を調整しても問題御座いま せんでしょうか。	端数調整を行う場合は各年次の最終四半期で 行ってください。
18	事業契約書 (案) 別紙2	サービス購入費 E(固定料金)	59		1	(5)		イ		末尾に「ただし、第1回支払期のみ1ヶ月相当分とす る」とありますが、2020年8月に給食提供が始まると すれば、「1ヶ月相当分」以上になると思われますが、様 式I-3-2では「9月分」として算出すればよいとも読み 取れますが、2020年8月の給食提供分の取扱いにつ いて、ご教示ください。	2020年8月から給食提供が開始される場合に は、日割りで9月分と合わせ支払います。